

港区職員のサービスの宣誓に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第二条 新たに職員となつた者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員)以下「教育公務員」という。)にあつては港区教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の定める上級の公務員の前で別記様式第一号(教育公務員にあつては別記様式第二号)による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。ただし、地震、火災、水害又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>(中略)</p> <p>別記様式第一号 (別紙のとおり)</p> <p>別記様式第二号 (別紙のとおり)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(職員のサービスの宣誓)</p> <p>第二条 新たに職員となつた者は、任命権者(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第百三十五号)第一条に規定する職員にあつては港区教育委員会。以下同じ。)又は任命権者の定める上級の公務員の前で別記様式による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行つてはならない。ただし地震、火災、水害、又はこれらに類する緊急の事態に際し必要な場合においては、宣誓を行う前においても職員にその職務を行わせることができる。</p> <p>(中略)</p> <p>別記様式 (別紙のとおり)</p>

# 宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

# 宣 誓 書

私は、ここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重し、かつ、擁護することを固く誓います。

私は、地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名 \_\_\_\_\_

(現 行)

別記様式（第二条関係）

一（教育公務員以外の職員）

宣 誓 書

私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重しかつ、擁護することを固く誓います。

私は地方自治の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名印

二（教育公務員）

宣 誓 書

私はここに、主権が国民に存することを認める日本国憲法を尊重しかつ、擁護することを固く誓います。

私は地方自治及び教育の本旨を体するとともに公務を民主的かつ能率的に運営すべき責務を深く自覚し、全体の奉仕者として、誠実かつ公正に職務を執行することを固く誓います。

年 月 日

氏 名印